

議員提出議案第25号

ゲノム編集技術を応用した食品情報の取扱いに関する意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和8年3月17日

提出者 秩父市議会議員 木村隆彦

賛成者 秩父市議会議員 小櫃市郎

同 笠原宏平

同 大久保進

同 小松穂波

同 出浦章恵

秩父市議会議長 堀口義正様

ゲノム編集技術を応用した食品情報の取扱いに関する意見書

人為的に特定遺伝子を操作するゲノム編集技術は、品種改良のコスト削減につながるとともに、地球温暖化、食料自給率の低下、食糧安全保障等の課題や、多様なニーズへの対応の可能性が期待されている。

しかし、我が国では、ゲノム編集技術を応用した食品の内、遺伝子組換え食品に該当しないものは食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても表示対象外としている。さらに、流通等に先立ち国への届出をしたうえで、一定の情報を公表するとされているが、その公表は任意となっている。国は理由として、外来遺伝子等が残存しないものについては、自然界または従来品種改良でも起こり得る変化の範囲内であり、人為的なものか判別不能であること、また、国内外においてゲノム編集技術を応用した食品に係る取引記録等の書類による情報伝達の体制が不十分で、科学的・社会的検証が困難であることを挙げている。

このような中で、消費者は、ゲノム編集技術を応用した食品及びそれを原材料とする加工食品に対し、健康や環境面での懸念のほか、利用するか否か自らが選択できるよう、その表示を求めている。

よって、国においては、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、引き続き知見の集約等に努め、ゲノム編集技術に関する理解醸成を進めるとともに、ゲノム編集技術を応用した食品及びそれを原材料とする加工食品の表示等を含めた消費者への情報提供の在り方について、さらなる検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月17日

秩父市議会議長 堀 口 義 正

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
内 閣 官 房 長 官 様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）様
厚 生 労 働 大 臣 様
農 林 水 産 大 臣 様

議員提出議案第26号

秩父市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和8年3月17日

提出者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

賛成者 秩父市議会議員 高 野 佳 男

同 木 村 隆 彦

同 浅 海 忠

同 笠 原 宏 平

同 宮 川 浩 司

同 大 久 保 進

同 小 松 穂 波

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

秩父市議会委員会条例の一部を改正する条例

秩父市議会委員会条例（平成17年秩父市条例第264号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部」を「企画政策部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

秩父市行政組織条例の一部改正に伴い、改正を行いたいため。

議員提出議案第27号

秩父市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和8年3月17日

提出者 秩父市議会議員 赤 岩 秀 文

賛成者 秩父市議会議員 宮 川 浩 司

同 高 野 佳 男

同 小 松 穂 波

同 宮 前 昌 美

同 本 橋 貢

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

秩父市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

秩父市議会議員政治倫理条例（平成17年秩父市条例第269号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「奉仕者として、自らの立場を深く自覚し」を「代表者として市政に携わり、公共の利益を追求するという自覚を持って」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議員は、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけがあったときは、これに応じてはならない。

第3条各号を次のように改める。

(1) 市民の代表者及び公職にある者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 公職にある者としての発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。

(3) 政治活動に関し個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体についても、同様とする。

(4) その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。

(5) 市又は次に掲げる者若しくは市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）（以下「指定法人等」という。）が行う許認可、工事等の請負契約（下請負に係る契約を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約並びに指定管理者の指定に関して、特定の個人、企業、団体等のために有利又は不利となるような働きかけをしないこと。

ア 市が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合その他の団体

イ 市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している法人

ウ 市が財政的援助を与える法人又は団体

(6) 議会の会議において、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（姻族を含む。）の一身上に関する事又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に有利となるような発言をしないこと。

(7) 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定

する特別職にある者（議員を除く。）を含む。以下同じ。）又は指定法人等の職員（役員を含む。以下同じ。）の採用、就任、昇任、降任、異動、解雇、退任等の人事に関し不当な関与をしないこと。

- (8) 市の職員又は指定法人等の職員に対し嫌がらせ、恫喝、強要その他の行為をし、その公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (9) 議員個人に市又は指定法人等への調査権限がないことを認識し、議員個人で市若しくは指定法人等に申入れ若しくは要望をし、かつ、当該申入れ若しくは要望に応えることを強要しないこと。
- (10) 市の職員若しくは指定法人等の職員又は議員にセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメントその他のハラスメント及び誹謗中傷、風評の流布等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。
- (11) その地位を利用した嫌がらせ若しくは強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。
- (12) 差別的な取扱い又は言動、虐待、性的な言動、誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (13) 秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）と飲食、旅行その他の交流を共にしないこと。事実であるか否か、現在であるか過去であるか又は自己であるか知人であるかにかかわらず、暴力団等と関係があること又は関係があったことを流布する者も、同様とする。
- (14) 議員として職務上知り得た情報を不当な目的のために使用し、又は第三者に漏らさないこと。
- (15) 誠実かつ公正な職務遂行を妨げるいかなる要求にも屈しないこと。
- (16) 第三者に依頼し、前各号に掲げる行為をさせないこと。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なうおそれがある行為をしないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

秩父市議会議員の政治倫理の確立を目的に、政治倫理基準の整理・追加等の必要の改正を行いたいため。